

東彼杵町条例第22号

東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月20日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(資格条項)</p> <p>第5条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>[削除]</p> <p>(分限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条第1号 _____ に該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 当該消防団の区域外に転住し又は転勤したとき。<u>ただし、引き続き基本団員として従事する意思が有り、かつ、消防団が勤務を必要と認める者は除く。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 団員が訓練のため団長の命により出務したときは、費用弁償として1日につき<u>3, 200円</u>を支給する。</p>	<p>(資格条項)</p> <p>第5条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p><u>(3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</u></p> <p>(分限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条第2号を除く各号の一に該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 当該消防団の区域外に転住し又は転勤したとき。 _____</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 団員が訓練のため団長の命により出務したときは、費用弁償として1日につき<u>2, 600円</u>を支給する。</p>

2・3 (略)

2・3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。